

京都市訓令甲第 3 号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 24 年 9 月 27 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 2 介護保険課長の項に次の 1 号を加える。

(2) 介護保険料に係る徴収金の過誤納金の還付及びこれに伴う支出決定に関する事。

附 則

この訓令は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

( 行 財 政 局 人 事 部 人 事 課 )